**生物圏保存地域**

２０１４．１．２９

仮　　　訳

**申請フォーム**

**[2013年　1月]**

本「申請フォーム」は、ユネスコの申請フォームを仮訳したものを活用しています。

**はじめに**

生物圏保存地域（以下BR）とは、陸域、海岸・海洋域の生態系、あるいは双方が合わさった生態系のうち、ユネスコの「人間と生物圏」計画 (UNESCO’s Programme on Man and the Biosphere (MAB))の構想に適すると国際的に認められたものを指す。BRを設置するのは、人間と生物圏が均衡のとれた関係を築くことを促進するためであり、それができることを示すためである。BRは、MAB計画国際調整理事会(International Coordinating Council of the MAB Programme)が関係国政府の要望を受けて登録する。それぞれのBRが、その国の統治下にあることには変わりない。世界各地のBRは、各国が任意に参加する世界ネットワーク(World Network)の一員となる。

この世界ネットワークは、1995年にユネスコ総会がBRの定義、目的、基準、登録のための手順を定めた「BR世界ネットワーク定款」に規定されている。またBRとして推奨される取組みについては、「セビリア戦略(Seville Strategy)」に整理されており、さらに「マドリッド行動計画(Madrid Action Plan(2008-2013))」に詳しく示されている。これらの文書は、この申請書を完成するにあたり、基礎となる参考として使ってもらいたい。

この申請書に記された情報は、ユネスコ事務局がさまざまな形で利用する。

（a）BR国際諮問委員会(International Advisory Committee)、及び、MAB計画国際調整理事会ビューロー(Bureau of the MAB International Coordinating Council)による審査。

（b）BRに関心がある人たちの情報交換や相互の働きかけを容易にするために、世界中からアクセス可能な情報システム、特にUNESCO-MABネット及び出版物での利用。

申請書は３つの部分で構成される：

第1部では、申請地域が、「BR世界ネットワーク定款」に示されているBRとしての機能や基準をどのように満たしているかを要約で示し、関係する行政機関等が申請を了解していることを示す署名を含む。第2部では、人間活動、環境特性、生物学的特性、組織体制について、詳しく記述する。第3部は2つの附属書から成っている。第1の附属書は、BRへの登録が承認された後に、MABネットのBR要覧に載せる資料となるものである。第2の附属書は、BRの広報や情報交換等の資料として用いられる。表、図、地図は申請書のどの箇所にも適宜挿入して差し支えない。

申請書は、英語、フランス語、スペイン語のいずれかで記述する。ユネスコMAB計画事務局（Secretariat）に以下の二つの書類を送付する。

1. 直筆の署名のある申請書、承諾書、区域分けを示す地図及び補助書類の原本。書類は、公的なユネスコへの正式ルート、つまり、ユネスコ国内委員会（National Commission for UNESCO）及び／又は、ユネスコ政府代表部（Permanent Delegation to UNESCO）を通じてユネスコMAB計画事務局（Secretariat）に送付する。

2. 申請書と地図類（特に区域分けの地図）の電子データ（フロッピーディスク、CDなど）。これは、ユネスコMAB計画事務局（Secretariat）に直接送付してもよい。

UNESCO

ユネスコ

Division of Ecological and Earth Sciences

生態地球科学部

1, rue Miollis

F-75352 Paris Cedex 15, France

Tel: +33(0) 1 45 68 41 51

Fax: +33(0) 1 45 68 58 04

Email: [mab@unesco.org](mailto:mab@unesco.org)

http://www.unesco.org/mab

目次

[**第1部　要約** 4](#_Toc351725501)

[1.　 生物圏保存地域（BR）の名称： 4](#_Toc351725502)

[2.　国名： 4](#_Toc351725503)

[3.　BRとしての３つの機能 4](#_Toc351725504)

[4.　BRとしての基準 5](#_Toc351725505)

[5.　署名 8](#_Toc351725506)

[**第2部　詳細** 10](#_Toc351725507)

[6.　所在地 10](#_Toc351725508)

[7.　面積 10](#_Toc351725509)

[8.　生物地理区 11](#_Toc351725510)

[9.　土地利用 11](#_Toc351725511)

[10.　申請地域に暮らす人々: 11](#_Toc351725512)

[11.　地形、気候、生態系等に関する特徴 12](#_Toc351725513)

[12.　生態系サービス 14](#_Toc351725514)

[13.　BRの登録を受けることの主な目的 14](#_Toc351725515)

[14.　保全機能 15](#_Toc351725516)

[15.　経済と社会の発展に関する機能 17](#_Toc351725517)

[16.　学術的研究支援の機能 20](#_Toc351725518)

[17.　ガバナンス、BRの管理及び調整： 22](#_Toc351725519)

[18.　関連重要制度への登録状況： 26](#_Toc351725520)

[19.　補助書類（申請書とともに提出）： 27](#_Toc351725521)

[20.　連絡先： 28](#_Toc351725522)

附属書

　附属書Ⅰ：MABネットBR要覧への記載事項 　 30

　附属書Ⅱ：広報、情報交換等のための資料 　 36

# **第1部　要約**

## 1.　生物圏保存地域（BR）の名称：

［その名称を聞けば申請地域が思い浮かぶような、その地域で普及している地理的名称、又はその地域を説明するような言葉、象徴するものなどが含まれていると好ましい。（たとえば、プラタノ川BR、ブックマークBRなど。）特別な場合を除いて、BRの名称は、既存の国立公園や他の管理区域の名称を用いてはならない。］

## 2.　国名：

## 3.　BRとしての３つの機能

［「BR世界ネットワーク定款」の第3条にある3つの機能：保全機能・経済と社会の発展・学術的研究支援。申請地域がこれらの３つの機能をどのように満たすかを平易な言葉で記述しなさい。］

*（次の3.1～3.3において、核心地域、緩衝地域、移行地域における活動状況、並びに当該地域におけるＢＲへの理解度・浸透度についても明確になるように記載すること）*

3.1　「保全機能―景観、生態系、種及び遺伝的多様性の保全に寄与する」

（その地域で生物学的・文化的な多様性を保全することが地域的、世界的に見てどのように重要かに焦点をあてること。）

3.2　「経済と社会の発展―社会文化的にも生態学的にも持続可能な、経済及び人間の暮らしにおける発展を助長している」

（BRとして申請する地域で、この目的を達成するために現在実施されている活動と今後の可能性（同地域の生態系サービスの流れの確保を含む）を示すこと。）

3.3　「学術的研究支援―地域レベル、国レベル、世界レベルでの保全や持続可能な発展に関係する広報活動、環境教育・研修、調査研究、モニタリング活動を支援する」

（現在の実施状況や計画について記述すること。）

## 4.　BRとしての基準

［「BR世界ネットワーク定款」の第4条に従い、登録審査のための７項目を以下に示す。］

4.1　「主要な生物地理区を代表するような生態系を有し、人為的介入の強さが段階的に異なる生態系がモザイク状に分布する」（「主要な生物地理区」という用語は厳密な定義がされていないが、Udvardyの生態地理区分を参照すると良い。　http://www.unep-wcmc.org/udvardys-biogeographical-provinces-1975\_745.html)

4.2　「生物多様性の保全に重要な役割を果たす」

（固有種や希少種について、単に種数を示すだけではなく、例えば局地的・地域的・世界的レベルに分けてIUCNレッドリストやワシントン条約CITESの附属書に掲載されている種に言及する、あるいは世界的に重要な希少な生態系に生息する種や、独特な土地利用によって維持されている生態系（伝統的な手法による放牧地や漁場など）を生息地とする種といった、生物多様性の保全に資すると考えられる種に言及するとよい。）

4.3　「より広域的な地域のレベルで持続可能な発展を実現するための、探求の場やモデルとなり得る」

（その地域（もしくは「エコリージョン」）の持続可能な発展を推し進めるための模範例になる可能性について、平易な言葉で記述しなさい。）

4.4　「BRの3つの機能を満たすための適切な広さがある」

（具体的には、(a)核心地域と緩衝地域の長期的な保全目標を達成するために必要な面積と、(b) 地元の地域社会と協働して、自然資源を持続的に利用することを試行し、提示するための適当な面積があること。）

4.5　適切な地域区分：

「（a）法的に規定された核心地域：BRの保全目標にかなうよう、長期的な保護措置が取られかつ目標を達するのに必要な十分な面積を有す。」

（法的な扱い、大きさ、中心となる保全目標など核心地域の状況について簡単に説明しなさい。）

「（b）緩衝地域：核心地域を取り囲むあるいは接する特定区域である。保全目標を損ねない活動のみが認められる。」

（法的な扱い、大きさ、現在進行中あるいは将来計画中の活動など緩衝地域について簡単に記述しなさい。）

「（c）移行地域：持続可能な資源管理を促進・発展させるための、周辺部の区域である。」

（移行地域は、その地域が目指す環境や発展の方向性の鍵を握る区域であるため、セビリア戦略では移行地域を重視するようになっている。移行地域の概略と、近い将来、あるいは遠い将来に乗り越えなければならないであろう問題点について簡単に記述しなさい。マドリッド行動計画では、外側境界は、関係者との協議の上決定しなければならないと定められている。）

　(d)　これら３地域の相互作用に関する追加情報を記載しなさい。

4.6　「BRの役割を定めて上手く機能させるために、行政機関、地域住民組織、民間業者など、関係する組織が係わり合いを持ちながら保全活動に参加できるような体制を構築する必要がある。」

4.6.1 現行あるいは今後の体制について

（BRの核心地域、緩衝地域、移行地域における活動に、公共及び／又は民間の利害関係者がどのように係わっているか（契約、協定、同意書、保護地域計画など）記述しなさい。組織体制図を別添すること。）

4.6.2　文化的、社会的な影響評価が実施されたか。又は、類似のツールやガイドラインが用いられたか。

（生物多様性条約のアグウェグー指針、自由で事前の十分な情報を与えられた上での合意（FPIC）に関する指針、生物－文化の関わりに関する共同体の慣習など）（ユネスコMAB計画は、先住民族の権利に関する国際連合宣言に基づき、BRでプログラムやツールを利用して先住民の権利や慣習上の権利を考慮・尊重することを奨励している。http://www.un.org/esa/socdev/unpfii/documents/DRIPS\_en.pdf）

4.7　実現に向けての段取り

申請するBRは、以下を有しているか。

「（a）緩衝地域における資源利用や人の活動を管理する仕組み」

（ある場合は、それについて説明しなさい。無い場合は、どのようなものが計画されているか述べなさい。）

「（b）BRとしての管理方針又は管理計画」

（ある場合は、それについて説明しなさい。無い場合は、管理計画や管理方針をどのように、またいつ策定するのか述べなさい。申請するBRが既存の自然保護区と重なっている場合、BRの管理計画が、自然保護区の管理計画をどのように補完するのか説明しなさい。）

「（c）上記の管理方針や管理計画を実行するための、権限を有する機関や組織体制」

「（d）調査研究、モニタリング、教育及び研修に関するプログラム」

（ある場合は、それについて説明しなさい。無い場合は、どのようなものが計画されているか説明しなさい。）

## 5.　署名

（多数の機関が関与している場合、承諾書（endorsement letter）を附属書として添付してください。

　補足説明資料「署名者について」を参照のこと。）

5.1　核心地域の管理機関の署名

　所属　：

　役職名：

　氏名　：

日付　：

　住所　：

　電話番号：

メールアドレス：

5.2　緩衝地域の管理機関の署名

　所属　：

　役職名：

　氏名　：

日付　：

　住所　：

　電話番号：

メールアドレス：

5.3　核心地域と緩衝地域の管理に責任を有する国又は県の関係機関の署名

　所属　：

　役職名：

　氏名　：

日付　：

　住所　：

　電話番号：

メールアドレス：

5.4　移行地域に所在する地方の行政機関又はコミュニティの代表者の署名

　所属　：

　役職名：

　氏名　：

日付　：

　住所　：

　電話番号：

メールアドレス：

5.5　日本ユネスコ国内委員会MAB計画分科会主査の署名

　所属　：

　役職名：

　氏名　：

日付　：

　住所　：

　電話番号：

メールアドレス：

# **第2部　詳細**

## 6.　所在地

6.1　BRの地理座標を示しなさい。（座標系はすべてWGS 84によること）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主要点 | 緯度 | 経度 |
| 中央点 |  |  |
| 最北端 |  |  |
| 最南端 |  |  |
| 最西端 |  |  |
| 最東端 |  |  |

6.2　BRの３つの地域区分の正確な位置と境界線を明示した地図を示しなさい。（地図は、紙媒体と電子データの両方で用意すること。地図作成に用いられたシェープファイル（これもWSG 84系座標を用いること）を電子データに含めること。）

可能な場合、インターネット（グーグル・マップ、ウェブサイトなど）で同地図にアクセスできるようにし、ウェブアドレスを記してください。

## 7.　面積

総面積：（ha）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 陸域 | 海域（該当する場合） | 総面積 |
| 7.1核心地域の面積 | ha | ha | ha |
| 7.2緩衝地域の面積 | ha | ha | ha |
| 7.3移行地域の面積 | ha | ha | ha |
| 総面積 | ha | ha | ha |

7.4　このゾーニングの根拠を、BRの各機能に照らし合わせて簡単に示しなさい。もし、別のゾーニングもあるなら、どのようにこのBRゾーニングとの整合性をとるのか記述しなさい。

（ゾーニングに関する国の基準がある場合、それについて簡単に説明してください。）

## 8.　生物地理区

［BR申請地はどの生物地理区に属しているか、一般的な名称を用いて示しなさい。］（「主な生物地理学的な区分」という用語は厳密な定義がされていないが、Udvardyの生態地理区分を参照すると良い。

http://www.unep-wcmc.org/udvardys-biogeographical-provinces-1975\_745.html）

## 9.　土地利用

9.1　歴史

（情報があれば、申請するBRの各ゾーンの過去の又は歴史的な、土地利用と資源利用、景観の変化の要約を示しなさい。）

9.2　BRの主な利用者は誰ですか。（ゾーンごと、利用される主な資源ごとに示しなさい。）該当する場合、先住民族の権利に関する国際連合宣言を考慮した上で、先住民がどれくらいのレベルで関与しているか説明しなさい。

(http://www.un.org/esa/socdev/unpfii/documents/DRIPS\_en.pdf)

9.3　BRの各ゾーンの土地利用や資源利用に関する決まりや権利（慣習的、伝統的なものを含む）にはどのようなものがありますか。

9.4　資源の利用権と管理権限の強さにおける男女の違いについて説明しなさい。

（男性と女性は同じ資源を異なった用途（例えば自給自足、市場向け、宗教・儀式用）で利用していますか。あるいは異なった資源を利用していますか。）

## 10.　申請地域に暮らす人々

（申請するBR内に居住する人のおよその人数）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 常時 | 季節的 |
| 10.1　核心地域 |  |  |
| 10.2　緩衝地域 |  |  |
| 10.3　移行地域 |  |  |
| 合計 |  |  |

10.4　BR内もしくは近隣の地域社会について簡単に記載しなさい。

（民族学的な由来と構成、少数民族などのマイノリティーの存在、地域住民の主要な経済活動（畜産、観光など）、また住民の主な生活エリアについて、地図（セクション6.2）を参照して説明しなさい。）

10.5　BR内もしくは近隣にある主要な居住区の名前を挙げ、その位置を地図（セクション6.2）を参照して説明しなさい。:\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_

10.6　文化的特性:

（申請するBRの過去と現在の文化的価値（宗教的、歴史的、政治的、社会的、民族的）やその他の重要性を記述しなさい。可能な場合、有形遺産と無形遺産を区別して示しなさい。（ユネスコ世界遺産条約（1972年）、無形文化遺産保護条約（2003年）を参照。

(http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL\_ID=13055&URL\_DO=DO\_TOPIC&URL\_SECTION=201.html、

http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL\_ID=17716&URL\_DO=DO\_TOPIC&URL\_SECTION=201.html))

10.7　BRで使われている話し言葉と書き言葉（民族言語、少数言語、危機言語を含む）の数を特定しなさい。（ユネスコの絶滅危機言語地図などを参照のこと。http://www.unesco.org/culture/languages-atlas/index.php）

## 11.　地形、気候、生態系等に関する特徴

11.1. サイトの特徴と地形の概要:

（地域の景観を特徴づける最も典型的な地形（湿地、沼地、山脈、砂漠など）の特徴を簡潔に記述しなさい。）

11.2　高度：

11.2.1 最高標高: \_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_ メートル

11.2.2 最低標高: \_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_ メートル

11.2.3 沿岸・海洋を含む場合、その最大水深: \_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_ メートル

11.3. 気候:

（世界気象機関（WMO）が推奨するケッペンの気候区分を用いて、地域の気候を簡潔に記述しなさい。

http://www.wmo.int/pages/themes/climate/understanding\_climate.php）

11.3.1　最暖月の平均気温: \_\_\_\_\_\_\_\_\_\_ °C

11.3.2　最寒月平均気温: \_\_\_\_\_\_\_\_\_\_ °C

11.3.3　年間総雨量: \_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_ mm, それが記録された標高 \_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_ メートル

11.3.4　BR内もしくは近くに気象観測施設がありますか。ある場合、その名称と位置、いつから観測しているか記載しなさい。

11.4　地質、地形、土壌:

（基岩、堆積物、重要な土壌型について重要な構成や状態を簡潔に記載しなさい）

11.5　生物気候学的区域（BRの区域ごとに下表の該当欄をチェックしなさい。）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 地帯 | 平均年間降水量(mm) | 乾燥指数 | | 核心地域 | 緩衝地域 | 移行地域 |
| ペンマン | UNEP指数 |
| 超乾燥 | P<100 | <0.05 | <0.05 |  |  |  |
| 乾燥 | 100-400 | 0.05-0.28 | 0.05-0.20 |  |  |  |
| 半乾燥 | 400-600 | 0.28-0.43 | 0.21-0.50 |  |  |  |
| 乾燥・亜湿潤 | 600-800 | 0.43-0.60 | 0.51-0.65 |  |  |  |
| 湿潤・亜湿潤 | 800-1200 | 0.60-0.90 | >0.65 |  |  |  |
| 湿潤 | P>1200 | >0.90 |  |  |  |  |

表1：P/ETPを用いた乾燥指数

Pは年間降水量、ETPは潜在的年間蒸発散量

11.6.　生物学的特徴

主なハビタットタイプ（熱帯常緑樹林、サバンナ低木林、高山ツンドラ、サンゴ礁、海藻床など）と土地被覆タイプ（居住地、農地、田園、耕作地、放牧地など）を挙げなさい。

タイプごとに以下を示しなさい。

－地域（Regional）：ハビタットタイプ又は土地被覆タイプが、申請するBRが位置する生物地理区に広く分布している場合、当該ハビタットタイプ又は土地被覆タイプが持つ代表性を評価すること。

－限定地域（Local）：ハビタットタイプ又は土地被覆タイプが、申請するBR内の限られた場所に分布している場合、当該ハビタットタイプ又は土地被覆タイプが持つ固有性を評価すること。

ハビタットタイプ又は土地被覆タイプごとに、特徴的な種を挙げ、重要な自然のプロセス（干満、堆積、氷河後退、野火など）あるいはシステムに影響を与えている人為的インパクト（放牧、択伐、農耕）を記述しなさい。必要に応じて、補助書類として提出する植生図や土地被覆図を引用しなさい。

## 12.　生態系サービス

12.1　可能な場合、BRの各生態系が提供する生態系サービスと、それらサービスの受益者を特定しなさい。

（ミレニアム生態系評価の枠組みと、生態系と生物多様性の経済学（TEEB）の枠組みを参照すること。http://millenniumassessment.org/en/Framework.html

http://www.teebweb.org/teeb-study-and-reports/main-reports/ecological-and-economic-foundations/）

12.2　BRの３つの機能（保全機能、経済と社会の発展、学術的研究支援）の評価にあたり、生態系サービスの指標が利用されたか否かを示しなさい。利用された場合、その指標と詳細を記述しなさい。

12.3　BR内で生態系サービスに貢献している生物多様性の要素（種又は種群）について記述しなさい。

12.4　申請するBRで生態系サービスの評価が実施されたか否か明確に示しなさい。実施された場合、その評価を管理計画の策定に活用していますか。

## 13.　BRの登録を受けることの主な目的

13.1　申請するBRの主な目的を、生物学的及び／又は文化的な多様性の構成要素を考慮しつつ、下記セクション14～16に挙げる３つの機能（保全機能、経済と社会の発展、学術的研究支援）を勘案した上で記述しなさい。間接的な圧力及び組織的な課題も明示してください。

13.2　BRの持続可能な発展に関わる目的を記述しなさい。

（必要な場合は、アジェンダ21、リオ+20（国連持続可能な開発会議）、ポスト2015年持続可能な開発目標（SDG）を参照しなさい。）

13.3　BRの管理に関わる主な利害関係者を示しなさい。

13.4　BRの構想に際し、どのように協議してきましたか。

13.5　BRの運営や管理に、利害関係者はどのような仕組みや工夫によって参画しますか。

13.6　BRの目的に沿った事業と関連プロジェクトを実施するための資源（財政的、物的、人的）の主な提供元は何ですか。（正式なコミットメントや契約書を挙げてください。）

## 14.　保全機能

14.1　景観及び生態系のレベル（土壌、水、気候を含む）

14.1.1　BRの生態系や土地被覆タイプを説明し、位置を示しなさい。

14.1.2　前述の生態系タイプや土地被覆タイプの現状と傾向、及びその傾向に影響を与えている自然界の要因と人的な要因を記述しなさい。

14.1.3　核心地域と緩衝地域には、現在どのような保護の枠組み（慣習的、伝統的なものを含む）がありますか。

14.1.4　戦略や対策の効果を評価するために、どの指標あるいはデータが用いられていますか。

14.2　種及び生態系の多様性のレベル：

14.2.1　保全上、とりわけ重要な種又は種群（特に申請するBRに固有の種又は種群）を挙げ、それらが生息・生育する群集・群落について簡潔に説明しなさい。

14.2.2　重要な種に対する負の影響について、脅威の種類（持続不可能な森林管理など）、直接的な要因（森林やハビタットの変化などを引き起こす要因）、具体的原因（過放牧、野火、汚染など）、またそれらの背景にある要因（経済、政策、社会、外部要因など）を挙げ、そうした問題が生じている地域について説明しなさい。

14.2.3　種と種群への脅威や悪影響を評価するために、現在どのような基準や指標が用いられていますか。あるいは今後用いられる予定ですか。当該作業を現在実施している、あるいは今後実施するのはどの機関ですか。

14.2.4　これらの脅威や悪影響を軽減するために現在どのような対策がとられていますか。

14.2.5　これらの脅威や悪影響を軽減するために、今後どのような対策をとる予定ですか。

14.3.　遺伝的多様性レベル：

14.3.1　重要な種あるいは品種を挙げなさい（保全、医薬品、食品、アグロバイオダイバシティ（農業の生物多様性）、文化的慣習などにとって重要なもの）。

14.3.2　どのような生物学的、経済的、社会的な要因又は変化が、これらの種又は品種に脅威を与える可能性がありますか。

14.3.3　種を評価するために現在もしくは将来用いられる予定の指標のうち、個体群の進化に関連するものを述べなさい。

14.3.4　遺伝的多様性の保全、及びそれに関連する取組みとして、どのような対策をとる予定ですか。

## 15.　経済と社会の発展に関する機能

15.1　社会文化的、生態学的に持続可能な経済及び人間の暮らしにおける発展の可能性：

15.1.1　当該地域がなぜ、またどのような形で、持続可能な発展を推進する上で優れた／モデル的な地域としての役割を果たす可能性があるのか説明しなさい。

15.1.2　変化や成功をどのように評価するか（どの目標に対して、どの指標を使うか）。

15.2　観光が主要産業である場合：

15.2.1　観光のタイプと観光施設について記述しなさい。申請するBRとその地域にある観光地としての魅力について端的に説明しなさい。

15.2.2　申請するBRには毎年どれくらいの人が訪れますか。（日帰り客と宿泊客、旅行の目的地として訪れる観光客と移動の通り道として通過する観光客を区別して示しなさい。）それら観光客数に、増減傾向はありますか。また、目標数を設定していますか。

15.2.3　観光業は現在、どのように管理されていますか。

15.2.4　現在確認されている観光を原因とする正と負のインパクトと、今後想定される正と負のインパクトを述べなさい。またそれらをどのように評価しますか。（セクション14関連）

15.2.5　このようなインパクトをどのように管理しますか。また誰が管理しますか。

15.3　農業（放牧を含む）と他の活動（伝統的、慣習的な活動を含む）：

15.3.1　農業（放牧を含む）の種類とその他の活動、地域や活動している人々（男性、女性に関する記述を含む。）について説明しなさい。

15.3.2　それらの活動がBRの目的に影響する可能性のある正と負のインパクトを示しなさい。（セクション14関連）

15.3.3　その状況と傾向を評価するためにどの指標が使われていますか。あるいは今後使う予定ですか。

15.3.4　BRの目的に対する正のインパクトを強化する、あるいは負のインパクトを軽減するために、現在どのような対策がとられていますか。また今後はどのような対策をとる予定ですか。

15.4　 BRの外側での活動も含め、地域の持続可能な発展に正あるいは負の影響を与えているその他の活動。

15.4.1　活動の種類、活動地域、活動している人々について説明しなさい。（男性、女性についての記述を含む）

15.4.2　それらの活動がBRの目的に影響する可能性のある正と負のインパクトを示しなさい（セクション14関連）。すでに達成された目標はありますか。

15.4.3　その状況と傾向を評価するために、どの指標が使われていますか。あるいは今後使われる予定ですか。

15.4.4　BRの目的に対する正のインパクトを強化する、あるいは負のインパクトを軽減するために、現在どのような対策がとられていますか。また今後はどのような対策をとる予定ですか。

15.5　経済活動が地元の人々にもたらす利益：

15.5.1　上述の活動について、地域社会（男性、女性を含む人々）は、どのような収入や利益を、申請するBRから直接得ていますか。またそれらをどのように得ていますか。

15.5.2　どのような指標を使って収入やその他の利益を評価していますか。

15.6　精神的・文化的な価値と慣習：

（文化的な多様性を含めて、価値や慣習の概要を説明）

15.6.1　文化的・精神的な価値や慣習について、言語、儀式、伝統的な生活様式を含めて記述しなさい。その中で存続が危ぶまれたり、減少しているものはありますか。

15.6.2　そのような価値や慣習を、特定、保護、推進、再活性化することを目的とした活動を記述しなさい。

15.6.3　アイデンティティを支える要素、伝統的知識、社会組織などの文化的価値を、どのように発展プロセスに組み込みますか。

15.6.4　これらの活動を評価するために用いられる指標があるか否か、また、指標がある場合には、その指標を挙げ、詳細を記述しなさい。（指標例：伝承のための正規・非正規教育プログラムの有無とその数、実施中の再活性化プログラムの数、危機言語や少数言語を話す人の数）

## 16.　学術的研究支援の機能

16.1　研究とモニタリング：

16.1.1　BRの管理に関連した特定課題への対処及び管理計画の実施を目的とした、既存あるいは計画中の研究プログラムやプロジェクト、モニタリング活動、それらの実施（予定）地域を記述しなさい。（付属書Ⅰの表を参照）

16.1.2　BRの管理に関連した過去の研究やモニタリング活動について端的に説明しなさい。（付属書Ⅰの表を参照）

16.1.3　申請するBR内にどのような研究基盤があるか、またそのような研究基盤を支援する上でBRはどのような役割を果たすか示しなさい。

16.2　持続可能な開発のための教育（ESD）及び普及啓発：

16.2.1　対象とするグループと人数（「先生」や「生徒」別の数）、実施地域について、既存及び計画中の活動について説明しなさい。

16.2.2　それらの活動に、現在（又は今後）、利用可能な施設と財源を挙げなさい。

16.3　BR世界ネットワークへの貢献：

16.3.1　申請するBRは、BR世界ネットーク、地域ネットワーク、テーマ別ネットワークにどのように貢献することができますか。

16.3.2　申請するBRにとって、国際協力から得られると考えられる利益はどのようなものですか。

16.4　BRで利用する内部的・外部的なコミュニケーション手段及び媒体：

16.4.1　BRのウェブサイトがあるか。あるいは立ち上げる予定があるか。ある場合は、URLを記載しなさい。

16.4.2　電子ニュースレターの配信がありますか。あるいは配信する予定がありますか。ある場合、配信頻度はどの程度ですか。

16.4.3　BRは、ソーシャルネットワーク（フェイスブック、ツイッターなど）に登録されていますか。あるいは今後登録する予定ですか。

## 17.　ガバナンス、BRの管理及び調整：

［申請地域がBRとして登録されると想定した上で、以下の特徴について記述してください］

17.1　管理及び調整の体制：

17.1.1　BRの法的な位置付けを記述しなさい。

17.1.2　核心地域と緩衝地域の法的な位置付けを記述しなさい。

17.1.3　BRの各地域区分（核心地域、緩衝地域、移行地域）についてどの行政機関が権限を有していますか。

17.1.4　各行政機関が有する権限を明確に示しなさい。必要に応じてゾーン毎に区別し、権限が分散されている場合は、その点も明確に示しなさい。

17.1.5　各地域区分について、主な土地保有権（所有者）を示しなさい。

17.1.6　BRの管理者／調整役は一人ですか。あるいは複数ですか。一人の場合、誰がその管理者／調整役を任命・雇用しますか（国家機関、環境を扱う行政機関、地方自治体など）。

17.1.7　ゾーンごとあるいはBR全体に対する助言組織や意思決定組織がありますか（科学委員会、住民総会など）。

○ある場合、その構成、役割、権限、会議の頻度を記述しなさい。

17.1.8　BRのために特化した調整体制が確立されていますか。

○確立されている場合、その機能、構成、各グループの比率、役割、権限を記述しなさい。

○調整体制は独立組織ですか、又は地方自治体や中央政府、あるいはBRの管理者／調整役の権限下にありますか。

17.1.9　そうした管理／調整のための体制は、現地事情に合わせてどのように対応していますか。

17.1.10　管理の効果を評価・モニタリングする仕組みがありますか。

17.2　BR内の紛争：

17.2.1　当該区域における天然資源の利用に関する重大な紛争について記述しなさい（正確な期間がわかれば、期間も）。BRが紛争の防止あるいは解決に寄与した場合、何が解決され、何が防止されたのか、またどのように解決・防止に至ったかを、ゾーンごとに説明しなさい。

17.2.2　BRの管理について複数の行政機関間で権限に関する対立が発生している場合、それらについて記述しなさい。

17.2.3　対立の解決に用いられた手段と、その効果について説明しなさい。

17.3　地域社会の代表組織・参加・協議：

17.3.1　地元の人々は、BRの計画・運営にどの段階において関与していますか（BRの構想、管理／協力計画の策定、計画の実行、BRの日常的な管理など）。例を挙げて説明しなさい。

17.3.2　地元の人々（女性、先住民族を含む）は、BRの計画策定や管理にどのように関与していますか（しましたか）。（代表者会議、諮問委員会への参画など）

17.3.3　申請するBRにおける若者の状況に関する特徴について説明しなさい。（BRが若者に与える可能性がある影響、若者の関心やニーズへの配慮、BRのガバナンス・システムに若者が積極的に参加することを促す奨励策など）

17.3.4　地域社会の代表組織はどのような形態ですか。（企業、協会、環境団体、労働組合など）

17.3.5　地域社会の代表者や代表組織（財政面、代表者選挙、伝統的な権威者など）の意見を集約したり、BRの計画や運営に取り入れたりする仕組みはありますか。

17.3.6　協議の仕組み（常設の会合、特定プロジェクトへの助言など）はどのくらい長く存在しますか。協議の仕組みについて詳述しなさい。BRの役割と比較した場合の利害関係者の役割は何ですか。

17.3.7　これまでにどのような協議を行う仕組みが利用され、どのような関係者が参画しましたか。それは特定の目的のためですか。あるいは長期的なものですか。意思決定プロセス（決定、諮問、住民への周知）にどのような影響を与えましたか。

17.3.8　地域社会の組織や意思決定プロセスに女性が参加していますか。女性の関心やニーズは男性と平等に考慮されていますか。女性の代表性や参加を促すための奨励策やプログラムについて記述しなさい（例えば、ジェンダー・インパクト・アセスメントが実施されたかなど）。

17.4　管理／協力に関する計画／方針：

17.4.1　BR全体の管理／協力に関する計画／方針がありますか。

17.4.2　管理／協力に関する計画の策定には、どのような関係者がどのように関与していますか。

17.4.3　地方自治体は管理／協力に関する計画を正式に承認していますか。地方自治体は他の方針や計画の中で、同計画について言及していますか。している場合、詳細に記述しなさい。

17.4.4　管理／協力に関する計画の期間はどのくらいですか。改定や再協議はどれくらいの頻度で行われますか。

17.4.5　管理／協力に関する計画の内容を説明しなさい。その中に詳しい対策や詳細な指針が含まれていますか。計画に書かれている対策や指針の例を挙げなさい。（コピーを添付しなさい）

17.4.6　管理／協力に関する計画では、BRの目的をどのように取り扱っていますか。（セクション13.1関連）

17.4.7　その計画は拘束力を持っていますか。総意に基づくものですか。

17.4.8　特に緩衝地域と移行地域において計画の実施に責任を持つ機関はどこですか。それら機関の役割の根拠を示しなさい。

17.4.9　計画の実施を妨げる、あるいは促進する要因は何ですか。（地元の人々の意欲不足、異なる意思決定レベル間での対立など）

17.4.10　申請するBRは地域／国家戦略に組み込まれていますか。逆に、地域／市町村の計画はBRの計画にどのように組み込まれていますか。

17.4.11　資金の主な供給源と年間予算の概算を示しなさい。

17.5　結論：

17.5.1　どうすれば、BRとその管理運営体制の機能が共に十分に発揮されると思うか意見を述べなさい。特にBRの３つの機能（保全機能、経済と社会の発展、学術的研究支援）が十分に発揮され、地域社会の参画に関して、その方法と理由を説明しなさい。

## 18.　関連重要制度への登録状況：

［以下にあげる制度による登録地域は、BRの保全、モニタリング、試験的な研究、環境教育のような重要な機能を発揮する上でその重要性が認識されている。それらの制度で登録されていることによって、BRとしての機能がすでに備わっていたり、より強化し得るからである。したがって、BRはそれらの制度とは相補的であり、登録地はBRの登録を受けやすい。なおBRの予定登録区域は、全体が該当制度に含まれる場合と、BRの一部が該当制度の登録を受けている場合があり得る。該当する制度にチェックし名称を記載しなさい。］

名称：

（　）ユネスコ世界遺産

（　）ラムサール登録湿地

（　）その他の国際的／地域の保全条約・取り決め（具体的に記入）

（　）長期モニタリングサイト（具体的に記入）

（　）長期生態研究（ＬＴＥＲサイト）

（　）その他（具体的に記入）

## 19.　補助書類（申請書とともに提出）：

(1)　位置とゾーニングを座標で示した地図

［BRの標準地理座標（WGS 84系を用いること）を示しなさい。また、地形図上にBRの３つのゾーンの正確な位置と境界線を示す。（地図は、紙媒体と電子データの両方で用意すること。地図作成に用いられたシェープファイル（こちらもWSG 84系座標を用いる）を電子データに含めること。）可能な場合、インターネット上で同地図にアクセスできるリンクも記載しなさい。（グーグル・マップ、ウェブサイトなど）］

(2)　植生図、土地被覆図

［入手可能な場合、申請するBRの主なハビタットや土地被覆を示した植生図あるいは土地被覆図を提出しなければならない。］

(3)　法的文書のリスト（可能な場合、英語、フランス語もしくはスペイン語の目次と、関連条項の翻訳）

［申請するBR及びBR内にある行政区画の設置を認可し、利用や管理を規定する主要な法的文書を挙げなさい。また、それらのコピーを添付しなさい。］

(4)　土地利用及び管理／協力計画のリスト

［申請するBRに含まれる行政区画における土地利用及び管理／協力計画（年、参照番号）を挙げなさい。また、そのコピーを添付すること。英語、フランス語もしくはスペイン語による目次と関連条項の翻訳の添付が推奨される。］

(5)　種リスト（附属書として添付すること）

［申請するBR内で見られる重要な種を挙げなさい。可能な場合、一般名も記載しなさい。］

(6)　参考文献のリスト（附属書として添付すること）

［過去5～10年間に出版された、申請するBRに関する主な出版物や論文を挙げなさい。］

(7)　第5項に基づいた承諾書の原本

(8)　その他の補助書類（日本語の申請書については、首長の同意書（資料３）を添付すること）

## 20.　連絡先：

20.1受付窓口の連絡先

［MABネット、BRの世界ネットワークとのすべてのやりとりにおいて主要な連絡先となる行政機関、組織その他の窓口を記載しなさい］

機関名：

郵便番号：

国：

住所：

電話番号：

ファックス：

Eメール：

ウェブサイト：

20.2核心地域の管理機関

機関名：

郵便番号：

国：

住所：

電話番号：

ファックス：

Eメール：

ウェブサイト：

20.3緩衝地域の管理機関

機関名：

郵便番号：

国：

住所：

電話番号：

ファックス：

Eメール：

ウェブサイト：

20.4移行地域の管理機関

機関名：

郵便番号：

国：

住所：

電話番号：

ファックス：

Eメール：

ウェブサイト：

**附属書Ⅰ　生物圏保存地域申請書　2013年1月**

**MABネットBR要覧への記載事項1**

**管理の詳細**

国：

BRの名称：

登録年：（MAB事務局による手続きの完了の年）

行政機関：（17.1.3）

連絡先（機関名）：（20.1）

連絡先（電話番号、住所、メールアドレス）：（20.1）

関連リンク（ウェブサイト）：

ソーシャルネットワーク：（16.4.3）

**詳細**

概要：（11.1のサイトの特徴；10の申請地域に暮らす人々）

|  |
| --- |
| 25行程度（※英文表記の場合） |

主要な生態系タイプ：（14.1）

主要なハビタット及び土地被覆タイプ：（11.6）

生物気候学的区域：（11.5）

所在地（緯度経度）：（6.1）

総面積(ha)：（7）

核心地域：（7）

緩衝地域：（7）

移行地域：（7）

1　申請が承認された際にMABネットに登録される。数字は申請書の該当する項を参照しなさい。

他に存在するゾーニング：（7.4）

高度（海抜）：（11.2）

ゾーニング地図：（6.2）

**BRの主要な目的**

概要（13.1）

|  |
| --- |
| 5行程度（※英文表記の場合） |

**研究**

概要（16.1.1）

|  |
| --- |
| 5行程度（※英文表記の場合） |

**モニタリング**

概要（16.1.1）

|  |
| --- |
| 5行程度（※英文表記の場合） |

**特性**（関係する特性にチェックを入れてください）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **非生物的環境** |  | **生物多様性** |  |
| 非生物的要因 |  | 造林/再造林 |  |
| 酸性物質/大気物質 |  | 藻類 |  |
| 大気質 |  | 外来種、侵略的外来種 |  |
| 気温 |  | 両生類 |  |
| 気候、気候学 |  | 乾燥、半乾燥地生態系 |  |
| 汚染物質 |  | 種生態学 |  |
| 乾燥 |  | 海岸/浅海域 |  |
| 侵食 |  | ベントス（底生生物） |  |
| 地質学 |  | 生物多様性 |  |
| 地形学 (Geomorphology) |  | 生物地理学 |  |
| 地球物理学 |  | 生物学 |  |
| 氷河学 |  | 生物工学 |  |
| 地球変動 |  | 鳥類 |  |
| 陸水学 |  | 亜寒帯針葉樹林 |  |
| 生息地問題 |  | 繁殖 |  |
| 重金属 |  | 沿岸海洋生態系 |  |
| 水文学 |  | 群集・群落 |  |
| 指標 |  | 保全 |  |
| 気象学 |  | サンゴ礁 |  |
| モデリング |  | 土壌浸食 |  |
| モニタリング/方法研究 |  | 砂漠化 |  |
| 栄養塩 |  | 砂漠 |  |
| 海洋物理学 |  | 生態学 |  |
| 汚染、汚染物質 |  | 生態系評価 |  |
| 堆積学 |  | 生態系の機能/構造 |  |
| 土壌 |  | 生態系サービス |  |
| 洞穴学 |  | 移行帯（エコトーン） |  |
| 地形 (Topography) |  | 固有種 |  |
| 毒物学 |  | 行動学 |  |
| UV放射 |  | 蒸発散 |  |
|  |  | 進化/古生態学 |  |
|  |  | 動物相 |  |
|  |  | 野火/火事生態学 |  |
|  |  | 魚類 |  |
|  |  | 植物相 |  |
|  |  | 森林生態系 |  |
|  |  | 淡水生態系 |  |
|  |  | 菌類(キノコ類) |  |
|  |  | 遺伝資源 |  |
|  |  | 遺伝子組み替え生物 |  |
|  |  | 庭 |  |
|  |  | 指標 |  |
|  |  | 無脊椎動物 |  |
|  |  | 島嶼生態系 |  |
|  |  | ラグーン生態系 |  |
|  |  | 地衣類 |  |
|  |  | 哺乳類 |  |
|  |  | マングローブ生態系 |  |
|  |  | 地中海型生態系 |  |
|  |  | 微生物 |  |
|  |  | 移入個体群 |  |
|  |  | モデリング |  |
|  |  | モニタリング/方法研究 |  |
|  |  | 山岳/高山帯生態系 |  |
|  |  | 自然資源 |  |
|  |  | 自然薬用物質 |  |
|  |  | 動揺と復元力（レジリエンス） |  |
|  |  | 病原体 |  |
|  |  | フェノロジー |  |
|  |  | 植物社会学/遷移 |  |
|  |  | プランクトン |  |
|  |  | 植物 |  |
|  |  | 極域生態系 |  |
|  |  | ポリネーション |  |
|  |  | 集団遺伝学 |  |
|  |  | 個体群動態 |  |
|  |  | 生産性 |  |
|  |  | 希少種/絶滅危惧種 |  |
|  |  | は虫類 |  |
|  |  | 復元/再生 |  |
|  |  | 種の（再）導入 |  |
|  |  | 生物相 |  |
|  |  | 亜熱帯/温帯湿潤林 |  |
|  |  | 分類学 |  |
|  |  | 温帯林生態系 |  |
|  |  | 温帯性草地生態系 |  |
|  |  | 熱帯乾燥林生態系 |  |
|  |  | 熱帯草地・サバンナ生態系 |  |
|  |  | 熱帯湿潤林生態系 |  |
|  |  | ツンドラ生態系 |  |
|  |  | 植生調査 |  |
|  |  | 火山/地熱生態系 |  |
|  |  | 湿地生態系 |  |
|  |  | 野生生物 |  |
| **社会経済** |  | **統合モニタリング** |  |
| 農業/その他生産システム |  | 生物地球科学的研究 |  |
| 森林農業 |  | 環境収容力 |  |
|  |  | 気候変動 |  |
| 人類学 |  | 競合分析 |  |
| 水産養殖 |  | 生態系アプローチ |  |
| 考古学 |  | 教育と社会認識 |  |
| 生物資源調査 |  | 環境変化 |  |
| 能力開発 |  | GIS |  |
| 家内工業 |  | インパクトとリスクに関する研究 |  |
| 文化的側面 |  | 指標 |  |
| 人口統計学 |  | 環境の質に関する指標 |  |
| 経済学 |  | インフラ開発 |  |
| 経済的重要種 |  | 制度や法的側面 |  |
| エネルギー生産 |  | 総合的研究 |  |
| 伝統的知識 |  | 学際的研究 |  |
| 薪採取 |  | 土地所有 |  |
| 漁業 |  | 土地利用/土地被覆 |  |
| 林業 |  | 景観インベントリ/モニタリング |  |
| 人の健康 |  | マネジメントの問題 |  |
| 移住 |  | 地図化 |  |
| 狩猟 |  | モデル化 |  |
| 指標 |  | モニタリング/方法論 |  |
| 持続可能性の指標 |  | 計画とゾーニング方法 |  |
| 先住民問題 |  | 政策課題 |  |
| 工業 |  | リモートセンシング |  |
| 生計扶助対策 |  | 農村システム |  |
| 家畜及び関連する問題 |  | 持続可能な発展/利用 |  |
| 地域の参画 |  | 越境問題/課題 |  |
| マイクロクレジット |  | 都市システム |  |
| 鉱業 |  | 流域調査/モニタリング |  |
| モデリング |  |  |  |
| モニタリング/方法論 |  |  |  |
| 自然災害 |  |  |  |
| 非木材林産物 |  |  |  |
| 牧畜 |  |  |  |
| 人と自然の関係 |  |  |  |
| 貧困 |  |  |  |
| 質のある経済/マーケティング |  |  |  |
| 保養 |  |  |  |
| 資源利用 |  |  |  |
| 女性の役割 |  |  |  |
| 聖地 |  |  |  |
| 中小企業の取り組み |  |  |  |
| 社会/社会経済的側面 |  |  |  |
| ステークホルダーの利益 |  |  |  |
| 観光 |  |  |  |
| 運送 |  |  |  |

**附属書Ⅱ生物圏保存地域申請書　2013年1月**

**提案されているBRの広報、情報交換等のための資料**

MAB計画事務局（Secretariat）がプレスリリースのためにBRの適切な資料を準備できるように、申請するBRの広報素材として、特に画質の高い写真、及び／又は短時間の映像を提供しなさい。写真はクレジットとキャプションの付いた高い解像度（300dpi）のもの、ビデオはコメントや字幕のない未編集のもので、プロ品質、DV CAMかBETAであること。

以上に加えて「非排他的利用権に関する同意書」に署名して送ること。送られた資料は各BR最大10分にまとめられ、ユネスコの視聴覚セクションに収めるとともに、B-rollという最終製品として報道機関に送られます。

UNESCO Photo Library

Bureau of Public Information

**非排他的利用権に関する同意書**

参照：（画像／映像のタイトル）

1. a)署名者であり、上記画像の著作権所有者である私は、本契約によりデジタル、画像の全部又は一部を、あらゆる形態、方法で一般に利用、出版、複写、拡散、通信を無償で行う非排他的利用権をユネスコに付与します。またユネスコに帰属するこれら権利をもとに第三者にこれらの権利を許諾します。

b)これらの権利は著作権の期限にわたり世界中においてユネスコに付与されます。

c)カメラマンの名前はその作品が利用されるどんな場合においてもユネスコの名と共に併記し引用されます。

2.下記について保証します。

a)この写真／映像の唯一の著作権保持者であり、著作権に関する国内法規や関連国際条約によって

この同意書及びその他の権利のもと付与された権利の所有者であり、また、この契約の締結のための完全な権利を所有しています。

b) この写真／映像は既存の著作権やライセンスに違反したり侵害したりしておらず、わいせつ、誹謗中傷などを含んでいません。

名前と住所：

日付：

サイン：

（サインした後、同意書のコピー2通をユネスコ事務局に送付し、原本を保管すること）